○越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成17年10月1日

条例第116号

改正 平成20年3月25日条例第12号

平成24年3月23日条例第6号

平成24年10月1日条例第23号

(題名改称)

平成25年3月29日条例第7号

平成25年12月20日条例第26号

平成28年7月21日条例第23号

平成29年12月20日条例第21号

平成31年3月18日条例第6号

令和2年3月19日条例第7号

令和2年9月23日条例第32号

令和2年12月17日条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭及び養育者が児童を養育している家庭(以下「ひとり親家庭等」という。)に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平24条例23・平31条例6・令2条例32・一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において「児童」とは、20歳の誕生日の前日の属する月の末 日までの者をいう。
- 2 この条例において「婚姻」とは、婚姻の届出をしている場合又は婚姻の届出 をしていないが事実上婚姻届を提出している場合と同様の事情にある場合をい う。
- 3 この条例において「父」とは、母が児童を懐胎した当時婚姻していた者をい う。

- 4 この条例において「配偶者」とは、婚姻をしている者をいう。
- 5 この条例において「養育」とは、児童と同居してこれを監護し、かつ、その 生計を維持することをいう。
- 6 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にある場合を除く。)の父又は母がその児童を監護している家庭をいう。ただし、当該児童が、父及び母と生計を同じくしている場合又は父及びその配偶者若しくは母及びその配偶者に養育されている場合を除く。
 - (1) 父母が婚姻を解消した児童
 - (2) 父又は母が死亡した児童
 - (3) 父又は母(ただし書の規定にかかわらず父及び母と生計を同じくしている場合を含む。)が規則で定める程度の障害の状態にある児童
 - (4) 父又は母(ただし書の規定にかかわらず父及びその配偶者又は母及びその 配偶者に養育されている場合を含む。)の配偶者が規則で定める程度の障害の 状態にある児童
 - (5) 父又は母の生死が明らかでない児童として規則で定めるもの
 - (6) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - (7) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(配偶者から暴力を受けた父又は母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - (8) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 7 この条例において「養育者」とは、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であって、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第6条の4に規定する里親以外の者をいう。
 - (1) 父及び母が死亡した児童
 - (2) 父及び母が監護しない前項各号に掲げる児童
- 8 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 9 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定による療養を受けた場合において、医療保険各法の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者が負担することとなる費用をいう。
- 10 この条例において「医療機関」とは、医療保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。
- 11 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、ひとり親家庭等に対する療養を行った場合、当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力を行うものをいう。

(平24条例6・平24条例23・平25条例26・平29条例21・平31条例6・令2条例32・一部改正)

(助成対象者)

- 第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市に住所を有しており、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者である者であって、次の各号に掲げるひとり親家庭等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) ひとり親家庭 児童及び父又は母
 - (2) 養育者が児童を養育している家庭 養育者及び養育者が養育する第2条 第7項のいずれかに該当する児童
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が次の各号のいずれかに該当 するときは、助成対象者から除く。
 - (1) 当該者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用を受けているとき。

(2) 当該者が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第 56条の規定による給付を受けることができる者であるとき。

(平20条例12・平24条例6・平24条例23・平31条例6・令2 条例32・一部改正)

(所得制限)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、助成対象者が属する次の各号に掲げるひとり 親家庭等において、当該各号に掲げる者のいずれかの前年の所得(1月から10 月までの間に医療機関において受けた療養に係る助成については、前々年の所 得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者 及び扶養家族の有無及び数並びに当該各号に掲げる者の区分に応じ、児童扶養 手当法(昭和36年法律第238号)第9条から第11条までの規定並びに児童 扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項及び同条第6 項から第8項までの規定により児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上の 場合は、助成は行わない。
 - (1) ひとり親家庭 次に掲げる者

父又は母及び父又は母と生計を同一にする配偶者及び民法(明治29年法律 第89号)第877条第1項に定める扶養義務者又は児童のうちいずれかの者

(2) 養育者が児童を養育している家庭 次に掲げる者

養育者、養育者と生計を同一にする配偶者及び民法(明治29年法律第89 号)第877条第1項に定める扶養義務者又は児童のうちいずれかの者

(平24条例23・平28条例23・平31条例6・令2条例32・一部 改正)

(助成を受ける者)

- 第5条 助成を受ける者は、次の各号に掲げるひとり親家庭等の区分に応じ、当 該各号に掲げるものとする。
 - (1) ひとり親家庭 父又は母
 - (2) 養育者が児童を養育している家庭 養育者

(平24条例23・一部改正、平29条例21・旧第6条繰上、平31条例6・令2条例32・一部改正)

(受給者証の交付申請)

- 第6条 前条各号に掲げる者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長に 申請し、当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以 下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(平 2 9 条 例 2 1 · 旧 第 7 条 繰 上)

(受給者証の有効期間及び更新)

- 第7条 受給者証の有効期間は、交付の申請のあった日の属する月の翌月1日から同日後最初の10月31日までとし、11月1日に更新するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給者証の交付の申請のあった日の属する月の翌月1日後最初の10月31日までに助成対象者である児童が20歳に達したときは、当該受給者証の有効期間は、交付の申請のあった日の属する月の翌月1日から20歳に達した月の末日までとする。

(平29条例21・旧第8条繰上、平31条例6・令2条例32・一部改正)

(助成の対象となる療養の始期)

第8条 助成の対象となる療養の始期は、第6条第1項の規定による受給者証の 交付の申請をした日の属する月の翌月1日とする。

(平29条例21・旧第9条繰上・一部改正)

(助成の対象となる療養の終期)

第9条 助成の対象となる療養の終期は、受給資格を失った日の前日とする。

(平 2 9 条 例 2 1 · 旧 第 1 0 条 繰 上)

(助成の範囲)

- 第10条 市長は、第6条第1項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が負担すべき助成対象者に係る一部負担金及び入院時食事療養費の定額 負担分のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の助 成を行うものとする。
 - (1) 助成対象者が医療機関において療養を受けた場合 当該一部負担金の額

及び入院時食事療養費の定額負担分

- (2) 助成対象者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に 規定する養育医療の給付を受けた場合 母子保健法第21条の4第1項の規 定により徴収する養育医療の給付に要する費用の範囲内で市長が別に定める 養育医療の負担金に相当する額(医療保険各法以外の法令その他規程により公 費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該負担金の額から 当該公費負担金、附加給付金等の額を控除した額)
- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条 の2第1項に規定する指定障害児入所施設等での入所又は入院に係る医療費の 助成については、療養の給付又は医療の給付を受けた場合において負担すべき 自己負担金に限り行うものとする。

(平29条例21・追加、平31条例6・一部改正)

(受給者証の提示)

第11条 第6条第1項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。) は、当該受給者証に記載された助成対象者が協力医療機関において療養を受け ようとするときは、医療保険各法に規定する被保険者、加入者、組合員又は被 扶養者であることの確認を受けるとともに当該受給者証を提示しなければなら ない。ただし、第8条に規定する助成の対象となる療養の始期から当該交付を 受ける日までの間に療養を受けるときは、この限りでない。

(平24条例6・平29条例21・平31条例6・令2条例39・一部改正)

(助成の申請)

- 第12条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときに、受給者 の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、国保連又は支払基金から市長に当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときに、当該助成対象者に係る受給者から同項の申請があったものとみなす。
- 3 助成の申請は、助成対象者が療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起

算して2年を経過するまでに行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号の定める日とする。

- (1) 医療機関からの一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分の請求が 遅延したとき 当該請求のあった日の翌日
- (2) 災害その他のやむを得ない理由により、当該助成対象者に係る受給者が第 1項の申請をすることができなかったとき又は国保連若しくは支払基金から 第2項の助成の額の算定に必要な情報の報告がされなかったとき 当該やむ を得ない理由がやんだ日の翌日

(平 2 9 条 例 2 1 · 一 部 改 正)

(助成の方法)

- 第13条 市長は、前条第1項の申請又は同条第2項の報告があったときは、適時にその内容を審査し、助成の適否を決定するものとする。
- 2 市長は、助成の額を当該助成対象者に係る受給者に支払うものとする。ただし、協力医療機関からの情報に基づき、国保連又は支払基金から市長に対して受給者が負担すべき助成対象者(医療機関で療養を受けた日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)に係る一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分について請求があった場合は、適時にその内容を審査し、当該助成対象者に係る受給者に代わり国保連又は支払基金を経由し協力医療機関に支払うことにより、当該助成対象者に係る受給者に対し、助成があったものとみなす。

(平29条例21・追加、令2条例7・一部改正)

(届出の義務)

- 第14条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨 を市長に届け出なければならない。
 - (1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他の第6条第1項の規定により申請した事項について変更があったとき。
 - (2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(平29条例21・旧第13条繰下・一部改正)

(助成の制限)

第15条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、 助成は行わない。ただし、市長が特に助成を行う必要があると認めるときは、 この限りでない。

(平 2 9 条 例 2 1 · 旧 第 1 4 条 繰 下)

(助成金の返還)

- 第16条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、 その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 市長は、第10条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(平24条例6・一部改正、平29条例21・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29条例21・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市母子家庭等医療費の助成 に関する条例(平成8年武生市条例第30号)又は今立町母子家庭等医療費の助 成に関する条例(昭和53年今立町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続 その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (以下「新条例」という。)第2条第2項第6号又は第4項第6号の規定に該当する児童を平成24年8月1日において監護していた新条例第6条第1号から第3号までに掲げる者が、前項に規定する日から同年10月31日までの間に新条例第7条第1項に規定する受給者証の交付の申請をしたときは、その申請による医療費の助成の対象となる療養の始期は、新条例第9条の規定にかかわらず、同年8月1日とする。
- 3 新条例第2条第2項第6号又は第4項第6号の規定に該当する児童の監護を 平成24年8月2日から附則第1項に規定する日までの間に始めた新条例第6 条第1号から第3号までに掲げる者が、附則第1項に規定する日から同年10 月31日までの間に新条例第7条第1項に規定する受給者証の交付の申請をし たときは、その交付の申請は、当該申請に係る新条例第2条第2項第6号若し くは第4項第6号の命令があった日又は当該監護が始まった日のいずれか遅い 日になされたものとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市 長が規則で定める。

附 則(平成25年3月29日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第4項から附則第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第26号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成28年7月21日条例第23号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例、越前市重度心身障害者等 医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条 例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に医療機関にお いて受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受け た療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年8月1日から10月末日までに医療機関において受けた療養に係る助成については、この条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定にかかわらず、前年度の所得によるものとする。
- 3 新条例第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年7月31日まで助成対象者である者の受給者証の有効期間は、平成31年7月31日までとし、同年8月1日に更新するものとする。

附 則(令和2年3月19日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定並びにこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第6条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証

の交付の適否の決定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、越前市子ども医療費の助成に関する条例第5条、越前市重度心身障害者 等医療費の助成に関する条例第5条及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に 関する条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例及びこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行目前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月23日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条の規定は令和3 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「第2条施行日」という。)以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、第2条施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月17日条例第39号) この条例は、令和3年1月1日から施行する。